別表を次のように改める。

別表

樹体共済の共済目的の種類等																													
キウイフルーツ		すもも		うめ		くり		かき		びわ		おうとう		もも		なし		ぶどう		りんご		かんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）		いよかん		なつみかん		うんしゅうみかん	
樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数	樹齢区分	換算係数
～5年	2.5	～5年	2.6	～5年	4.0	～5年	6.7	～5年	10.1	～5年	9.9	～10年	6.5	～5年	2.7	～5年	6.0	～5年	2.0	～5年	7.9	～5年	6.6	～5年	6.6	～5年	8.3	～5年	9.1
6年～10年	6.6	6年～10年	5.8	6年～10年	7.3	6年～10年	5.1	6年～10年	7.2	6年～10年	7.1	11年～15年	4.6	6年～10年	4.3	6年～10年	6.7	6年～10年	4.8	6年～10年	4.6	6年～10年	10.6	6年～10年	10.6	11年～15年	8.1	10年～	7.4
16年～20年	5.4	11年～15年	6.1	11年～15年	7.6	11年～15年	5.6	11年～15年	7.1	11年～15年	6.2	16年～25年	4.5	11年～15年	2.9	11年～20年	6.8	11年～15年	5.0	11年～15年	6.2	11年～15年	9.2	11年～15年	9.2	16年～35年	8.0	15年～	5.8
21年～25年	4.3	16年～20年	4.3	16年～20年	7.7	16年～20年	4.5	16年～30年	7.0	16年～30年	5.9	26年～30年	3.0	16年～20年	2.3	21年～25年	6.1	16年～20年	5.1	16年～20年	6.7	16年～20年	8.8	16年～20年	8.8	36年～40年	6.8	20年～	5.4
26年～30年	2.8	21年～25年	2.7	21年～25年	6.4	21年～25年	3.0	31年～35年	6.1	31年～35年	4.6	31年～35年	2.1	21年～25年	1.0	26年～30年	5.3	21年～25年	4.0	21年～25年	6.9	21年～30年	8.7	21年～25年	8.7	41年～45年	5.6	25年～	5.1
31年～35年	1.1	26年～30年	1.4	26年～30年	5.3	26年～30年	1.3	36年～40年	5.1	36年～40年	2.8	36年～40年	1.1	26年以上	0.3	31年～35年	4.1	26年～30年	2.7	26年～30年	6.2	26年～30年	7.3	26年～30年	7.3	46年～50年	4.3	30年～	5.0
36年以上	0.4	31年以上	0.5	31年～35年	4.4	31年以上	0.5	41年～45年	4.6	41年～45年	1.2	41年以上	0.4	36年～40年	2.8	36年～40年	2.8	31年～35年	1.1	31年～35年	5.3	31年～35年	6.0	31年～35年	6.0	51年～55年	2.8	35年～	4.3
				36年～40年	2.9			46年～50年	3.8	46年以上	0.4			41年～45年	1.1	41年～45年	1.1	36年以上	0.4	41年～45年	4.4	36年～40年	4.7	36年～40年	4.7	56年～60年	1.3	40年～	3.6
				41年～45年	1.1			51年～55年	2.6					46年以上	0.4					46年～50年	3.3	41年～45年	3.3	41年～45年	3.3	61年以上	0.4	45年～	2.6
		46年以上	0.4			56年～60年	1.0													51年～55年	2.3	46年～50年	1.3	46年～50年	1.3			50年～	1.7
						61年以上	0.4													56年～60年	0.9	51年以上	0.4	51年以上	0.4			60年～	0.8
																				61年以上	0.3							61年以上	0.3

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第６８号

仙台市太白区柳生７丁目20番地の10　Ｐａｔｉｏ　ｉｒｉｓ　Ｅ

債務者　鈴木佳代子（旧姓葛西・西谷）

1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　佐藤　由麻

4　破産債権の届出期間　平成27年３月26日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月29日午前10時20分

6　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６８号

岡山県玉野市用吉1389番地１

債務者　三宅　健

1　決定年月日時　平成27年２月25日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　石川　敬之

4　破産債権の届出期間　平成27年４月27日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月９日午後２時

6　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで

岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６９号

岡山県玉野市用吉1389番地１、旧住所岡山市東区城東台東２丁目６番２号

債務者　三宅　努

1　決定年月日時　平成27年２月25日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　石川　敬之

4　破産債権の届出期間　平成27年４月27日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月９日午後２時

6　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで

岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５号

宮城県大崎市古川荒川小金町１番24号、従前の住所宮城県大崎市鳴子温泉字鷲ノ巣18番地

債務者　高橋　暢子

1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　今泉　裕光

4　破産債権の届出期間　平成27年４月13日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月28日午前10時20分

6　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで

仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第４７２号

神奈川県平塚市土屋2297番地の７

債務者　千葉　正行

1　決定年月日時　平成27年２月25日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　城田　孝子

4　破産債権の届出期間　平成27年４月６日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午後３時30分

6　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３９号

神奈川県伊勢原市高森２丁目18番47号

債務者　松岡　武彦

1　決定年月日時　平成27年２月25日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　村上慶一郎

4　破産債権の届出期間　平成27年４月６日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午後３時

6　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部